

雲南市コウノトリの保護及び共生に関する条例（案）

特別天然記念物コウノトリは豊かな自然環境の保全や再生のシンボルとなっている鳥です。これは、コウノトリが日本国内では野生から一度姿を消したものの、多くの人々の永年の努力により繁殖に成功し、野生復帰に向けた試験放鳥がはじまり、その後、各地で個体数が徐々に増えているという歴史があるからです。

雲南市においては、試験放鳥の数年後から、コウノトリが飛来する姿が見られるようになりました。そして、平成29年（2017年）には、雲南市でもコウノトリの営巣が始まりました。これは、先人たちから大切に受け継がれてきた田んぼをはじめとする里地里山や河川などに多様な生きものが数多く生息する豊かな自然環境があったことが大きな要因の一つと考えられています。

コウノトリの営巣は、私たちがコウノトリのこと、生態系のこと、そして生物多様性や自然環境について、より深く学び、行動するきっかけとなるだけでなく、コウノトリと共生するまちづくりによって農産品や加工品の高付加価値化やイメージの向上など、様々な恵みをもたらします。

私たちは、コウノトリを保護するとともに、コウノトリと共生する豊かな雲南市にしていくため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、コウノトリが雲南市に飛来及び繁殖しやすいよう保護し、コウノトリが生息できる豊かな自然環境づくりに取り組むことにより、コウノトリと共生する雲南市を継承していくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コウノトリの保護 コウノトリの生息及び繁殖を妨げないようにすることをいう。
- (2) 豊かな自然環境づくり 多様な野生動植物が数多く生息及び繁殖できる里地里山、及び河川等を保全、及び再生する取組みをいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者、市内に滞在する者又は通過する者、団体及び事業所をいう。

（市の責務）

第3条 市は、コウノトリの保護に関する施策の実施に努めなければならない。

- 2 市は、豊かな自然環境づくりに関する施策の実施に努めなければならない。
- 3 市は、コウノトリ及び自然環境の状況把握に努めなければならない。
- 4 市は、市民等へのコウノトリの保護及び豊かな自然環境づくりの普及啓発のために学習及び交流に関する施策の実施に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、コウノトリの保護に努めなければならない。

2 市民等は、豊かな自然環境づくりに努めなければならない。

3 市民等は、市が行うコウノトリの保護や豊かな自然環境づくりの施策に協力するよう努めなければならない。

(規制及び保護)

第5条 市長は、コウノトリの繁殖期の巣の周辺等の区域への市民等の立ち入りを制限することができる。その期間及び区域は、市長が別に定める。ただし、この区域内に在住する者、通勤する者、通学する者、通過する者又はこの区域内で農業等に携わる者及びその関係者は除く。

2 市民等は、コウノトリの撮影又は観察（以下「撮影等」という。）をするときは、市長が別に定める距離以内に近づかないこと。

3 市民等は、コウノトリの撮影等をするときは、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 無断で他人の土地に立ち入らないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼす恐れのある行為をしないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

(助言又は指導)

第6条 市長は、コウノトリの保護及び豊かな自然環境づくりのために必要と認めるときは、市民等に対し、助言又は指導をすることができるものとする。

(推進体制)

第7条 市長は、毎年度、コウノトリの保護及び豊かな自然環境づくりの状況を関係する市民等及び専門家等に報告し、意見を求めるものとする。

2 市は、前項の意見をもとに必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。